

# 一時保育事業ご利用の皆さんへ

令和8年4月  
諏訪市役所次世代育成課保育係

一時保育事業の利用の際の保育料(給食費を除く。)について、市がその全部または一部を負担できることがあります。以下に該当する場合には、手続きをお願いします。

## 【1】一時預かり利用者補助金

保護者が次のいずれかに当てはまる場合、一時保育保育料(給食費を除く。)を補助することができます。

	対象保護者	補助額(児童1人当たり日額)
ア	生活保護法による被保護者	3,000円
イ	世帯内の全員が市町村民税非課税の者	2,400円
ウ	世帯内の全員の市町村民税所得割の合計額が77,101円未満である者	2,100円
エ	市が特に支援が必要と認めた者	1,500円

【市町村民税参考年度】

4月～8月利用:前年度

9月～3月利用:当年度

### ■補助手続きについて■

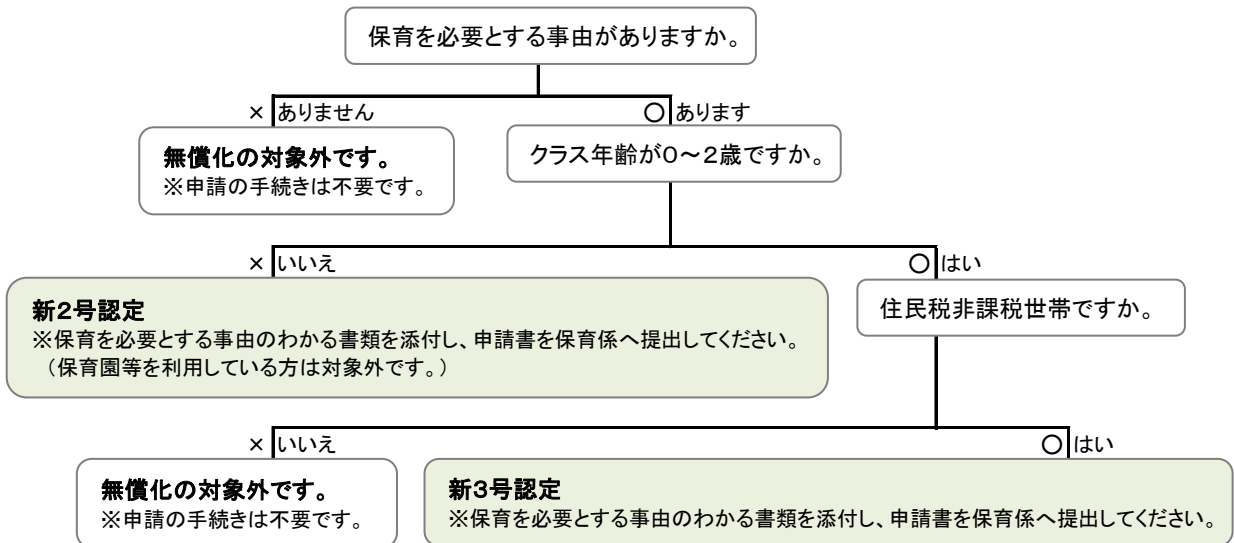
- (1)補助金交付に係る同意書を園に提出してください。
- (2)補助額分を差し引いた金額での利用料納付となります。

※市外の施設の利用の場合や、市内の施設の利用の際にすでに利用料を支払っている場合、上記の要件に当てはまれば利用料の払い戻しができることがありますので、諏訪市保育係にご相談ください。

## 【2】子育てのための施設等利用給付

保護者が就労等の保育の必要性の認定基準等に該当する場合に、給付ができる制度です。

次のフローチャートに沿ってご確認いただき、新2号または新3号認定に該当する場合には、一時保育事業の利用前に、手続きをお願いします。



### ■保育の必要性について(新2号・新3号の認定を受ける場合)■

- ★保育を必要とする事由・基準は次の通りです。
- ★「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」、「保育の必要性の証明書」等をご提出ください。「保育の必要性の証明書」は、保護者全員(父・母)のものがが必要です。

裏面に続く

一時保育の利用要件とは異なりますので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	基準及び添付書類
就労等(家庭外・家庭内)	家庭の外または内で仕事をするのが普通である(1ヶ月48時間以上) (会社員・パート・アルバイト・臨時・内職・自営業・農業など) ●就労証明書
妊娠・出産	出産前後である(出産予定月を含む3ヶ月前から出産月翌月から3ヶ月後まで) ●母子手帳の写し(出産予定日のわかるページ)
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある(手帳等の期間) ●診断書 ●手帳の写し
介護・看護	介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたる ●診断書 ●手帳の写し
災害復旧	火災、風水害、地震等の被災があり、その復旧にあたる ●罹災・被災証明等
求職活動	求職活動を行っている ●ハローワークカードの写し等
就学	就学している(職業訓練含む) ●在学証明書 ●スケジュール表
児童虐待・DV	児童虐待や配偶者からの暴力が行われている、または行われるおそれがある ●協議のうえ
育児休業取得中	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること ●就労証明書
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合 ●協議のうえ

### ■給付手続きについて■

#### (1)代理受領

給付費の上限額(新2号認定:37,000円、新3号認定:42,000円)を差し引いた金額で利用料を納付していただきます。

#### (2)償還払い

一時保育の利用料(一時保育料)を全額お支払いいただき、後日、保護者から諏訪市への申請(請求)に基づいて給付します。□

(上限額 新2号認定:37,000円、新3号認定:42,000円)

(ポイント)

- ・給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となりますので、**無償化の対象となりません。**
- ・その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額37,000円(0~2歳児は月額42,000円)の範囲内までは無償化の対象となります。
- ・ファミリー・サポート・センターについて、「預かり」と併せて利用される「送迎」は無償化の対象となりますが、「送迎」のみの利用は**無償化の対象となりません。**

### 【3】いずれの制度にも当てはまる場合

上記【1】、【2】のいずれにも該当する場合、どちらの制度を利用していただいても構いません。

諏訪市役所 こども未来部 次世代育成課 保育係  
〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号  
0266-52-4141 内線446・447・443

